各務原市狭あい道路整備要綱

（平成２２年１１月４日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、生活環境の改善を図り、安全で快適な住みよい街づくりを促進するため、狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）狭あい道路　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４２条第２項の規定により同条第１項の道路とみなされる幅員４メートル未満の道をいう。

（２）後退線　法第４２条第２項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。

（３）後退用地　狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。

（４）建築行為　法第２条第１号に規定する建築物、法第８８条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

（５）建築主等　狭あい道路に接する土地において建築行為を行う者及び当該建築行為に係る土地の所有者をいう。

（６）すみ切り用地　狭あい道路と他の道路（法第４２条第１項及び第２項に規定するものをいう。）が同一平面上で交差し、接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が１２０度以上の場合を除く。）に設ける角地（後退用地を除く。）で、後退線又は道路境界線に接する辺が２メートル以上の二等辺三角形の部分をいう。

（７）後退支障物件　後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）内に存在する門、塀、擁壁その他これらに類するもの、樹木及び生垣等をいう。

（８）後退工事　後退支障物件を除去し、移設し、伐採し、又は移植することをいう。

（協議及び契約の締結）

第３条　建築主等は、法第６条第１項の規定による確認の申請書（法第８８条において準用する場合を含む。）の提出を行う前に、後退用地等の取扱い及び後退工事について、狭あい道路後退用地等協議申出書（様式第１号）により市長に協議（以下「後退用地等の協議」という。）を申し出るものとする。

２　建築主等は、後退用地等の協議の結果、後退用地を寄附することの協議が成立したときは、後退用地等寄附申出書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、市長に後退用地の寄附の申請（以下「寄附申請」という。）を行うものとする。

（１）土地所有権移転登記承諾書

（２）印鑑登録証明書

（３）法人全部事項証明書（法人の場合に限る。）

（４）その他市長が必要と認めた書類

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するため寄附することができない場合において、後退用地を無償貸借することの協議が成立したときは、土地使用貸借契約を締結するとともに後退用地等無償使用等承諾書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（１）第７条第１項に規定する確定測量において、当事者の筆界確認が得られないため、分筆登記が行えない場合

（２）複雑な地図訂正が必要なため、分筆登記が行えない場合

（３）その他市長がやむを得ないと認めた場合

（協議の変更）

第４条　建築主等は、後退用地等の協議が成立した後、その内容に変更が生じた場合は、狭あい道路後退用地等変更協議申出書（様式第４号）により市長に協議の変更を申し出るものとする。

（誓約書の提出）

第５条　市長は、後退用地等の協議の結果、後退用地の取扱いについて第３条第２項又は第３項に規定する協議以外の協議の結果であったときは、当該建築主等に対して、後退用地等に関する誓約書（様式第５号）の提出を求めることができる。

（権利関係の整理）

第６条　建築主等は、後退用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、寄附申請以前にこれを解除するものとする。

２　建築主等は、後退用地について相続が発生している場合には、寄附申請以前に相続登記を完了するものとする。

（後退用地の分筆登記）

第７条　市長は、寄附申請に際し、後退用地の確定測量及び分筆登記を行うものとする。

２　市長は、前項の分筆登記に際し、後退用地を明示する境界杭（現地の状況等により杭の設置が困難な場合にあっては、他の境界標）を設置するものとする。

（後退工事の施工）

第８条　建築主等は、前条の分筆登記手続又は後退用地等無償使用等承諾書を市長に提出する以前に、必要な後退工事を行い、完了するものとする。

２　建築主等は、後退工事完了後、後退工事完了届（様式第６号）により市長に届け出るものとする。

３　市長は、前項の届出があった後、現地を確認するものとする。

（後退用地の所有権移転登記）

第９条　市長は、寄附申請があった場合においては、前２条の手続完了後、後退用地の所有権移転登記手続をするものとする。

２　市長は、前項の登記完了後、当該土地所有者に、後退用地等寄附完了通知書（様式第７号）を交付するものとする。

（費用負担）

第１０条　建築主等は、第８条に規定する手続に要する費用を負担するものとする。

２　市長は、第７条及び前条に規定する手続に要する費用を負担するものとする。

３　建築主等は、前条に規定する手続及び第３条第３項の土地使用貸借契約等に必要な印鑑登録証明書等の交付手数料等の実費について負担するものとする。ただし、各務原市に住民登録がある個人については、市長は、別に定める印鑑登録証明書手数料の免除申請書を交付するものとする。

（後退用地の整備）

第１１条　市長は、所有権を取得した後退用地及び土地使用貸借契約を締結した後退用地について、整備及び維持管理を行うものとする。

（すみ切り用地の取扱い等）

第１２条　後退用地等の協議の結果、すみ切り用地を寄附し、若しくは無償賃貸することの協議が成立したとき又はこれらの協議以外の協議の結果であったときのすみ切り用地の取扱い等については、第３条第２項及び第３項並びに第４条から前条までの規定を準用する。

２　市長は、狭あい道路整備に伴い、特に必要があると認めるときは、必要なすみ切り用地を買収し、その整備及び維持管理を行うものとする。

（適用除外）

第１３条　この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

（１）後退用地が土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合

（２）後退用地が土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）の規定による土地改良事業の施行に係る地域内の土地である場合

（３）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定による許可を受けて行われる開発行為である場合

（４）法第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を伴うものである場合

（５）国、地方公共団体、公社、公団等の公的団体又は法人が事業を行う場合

（６）第３号及び第４号に規定するもの以外の営利を目的とした住宅分譲等を行う場合

（７）前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱の規定を適用することが適当でないと認めた場合

（適用の特例）

第１４条　建築行為を伴わない場合であっても、市長が特に必要と認めたものについては、後退用地の所有者の求めに応じて、この要綱を適用することができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

　　附　則（令和２年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市狭あい道路整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申出に係る後退用地等について適用する。

３　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号から様式第５号までの規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。